

2010年9月13日

厚生労働省  
老健局長 宮島 俊彦 様

特定非営利活動法人  
特養ホームを良くする市民の会  
理事長 本間 郁子  
運営委員一同

## 個室・ユニット型施設の方針変更に関する 意見書

厚労省が先般の社会保障審議会介護給付費分科会で提示した、特養ホーム建設に関する方向性の内容は、多床室を認めるというものでした。

制度の後退と言わざるを得ないこのような内容に関して、私たち市民はどうも納得することはできません。1974年に8人部屋から4人部屋に基準改正され、2002年によりやく個室を原則とする改正に至るまでに日本は28年かかっています。

国が今回、提示した方向性は、2002年に明示した「今後建設する施設は個室・ユニット型とする」という方針を変更することになりますが、変更に伴う具体的な根拠を国民に説明する責務があると考えます。

特養ホームの滞在期間は平均 3 年 9 カ月です。人生最期を過ごす場としての特養ホームは、経済状態にかかわらず、すべての国民に尊厳をもって生きられる場として保障すべきであり、多床室の建設を認めるということが、老いていく者にとってどれほど重大な影響を与えるかを理解していただきたいと切に願っております。

以下に関することを国民に説明することを求めます。

1. 多床室を認める具体的な根拠を示してください。
2. 介護保険の理念である「人間の尊厳」とは、経済状態によるものではないと理解しています。低所得者の尊厳ある暮らしの保障について説明してください。
3. 2014 年までに施設総数の 7 割を個室・ユニット型にする方針については一切触れていませんので、それを信じたいと思っています。その方針は変更しないという考え方を示してください。